

泉中学校いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ生徒はいない」との認識にたち、全校生徒が「いじめのない明るい学校生活」を送ることができるように、「泉中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の3つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめ問題は、個々の教員による対応に頼るだけでなく、保護者や地域、関係機関と連携し、学校全体による組織的な対応を図る。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア いじめゼロ宣言

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。(生徒会が呼びかける「あいさつ運動」他)

イ いじめに関する生徒の理解を深める

道徳の授業や人権尊重教育の充実を図り、生徒自らがいじめについて認識を深め、いじめを許さない態度・能力を育成する。

ウ 校内研修の充実等を通じた教職員の資質向上

生徒の変容やクラスの雰囲気を敏感に捉え、いじめを見逃さない教員の資質向上に努める。
また、日常から家庭訪問や学級通信、「青梅市いじめ防止マニュアル(青色の薄い冊子)」を活用し家庭との緊密な連携協力を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

- ・授業の中で教員も生徒も聴くことを重視し、「ここがわからない」や「ねえここ教えて」と言える生徒間の関係性の涵養に努める。
- ・ペアや4人組での学習活動を取り入れ、生徒がよく考え意見交流によって考えを深められるような課題を積極的に授業に取り入れる。

イ 人とかかわり方を身に付けるためのトレーニング

- ・すべての教育活動を通じ「聴く」ことを重視し、互いに認め合い思いやる心の育成に努める。
- ・生徒が考え議論する道徳の授業を実践し、道徳性を高めるとともに、コミュニケーション力を高める。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

- ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年4回（6月・9月・11月・2月）行い、生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。
- イ 保健室やスクールカウンセラー、相談室等の利用、電話相談窓口の周知等による相談体制を整備し、生徒の悩みなどを受け止め、相談しやすい雰囲気を作る。
- ウ いじめ対策委員会や運営委員会等において、いじめに関する情報を教職員全体で共有する。

(2) いじめ早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

- ア いじめを発見および生徒、保護者から相談を受けた時は、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、いじめ対策委員会を中心に対処策を考え、役割分担をして対応に当たる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめを受けた生徒の身の安全を優先的に考え、いじめを行った生徒に対して毅然とした態度で指導に当たる。
- ウ 保護者へ速やかに連絡、相談するとともに、誠実な支援・助言に努める。
- エ スクールカウンセラーや市の教育相談等の関係機関や専門家等との相談の連携を図る。また、必要に応じて警察に相談し連携を図る。

4 重大事態への対応

- ア いじめを受けた生徒の安全確保をする。
- イ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告をする。
- ウ 青梅市教育委員会や対策委員会が行う調査に協力する。
- エ 調査の結果については、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 運営委員会

管理職、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭による運営委員会を設置し、毎週の生徒のいじめに関する情報を交換し、対応を検討する。

イ 学校いじめ対策委員会

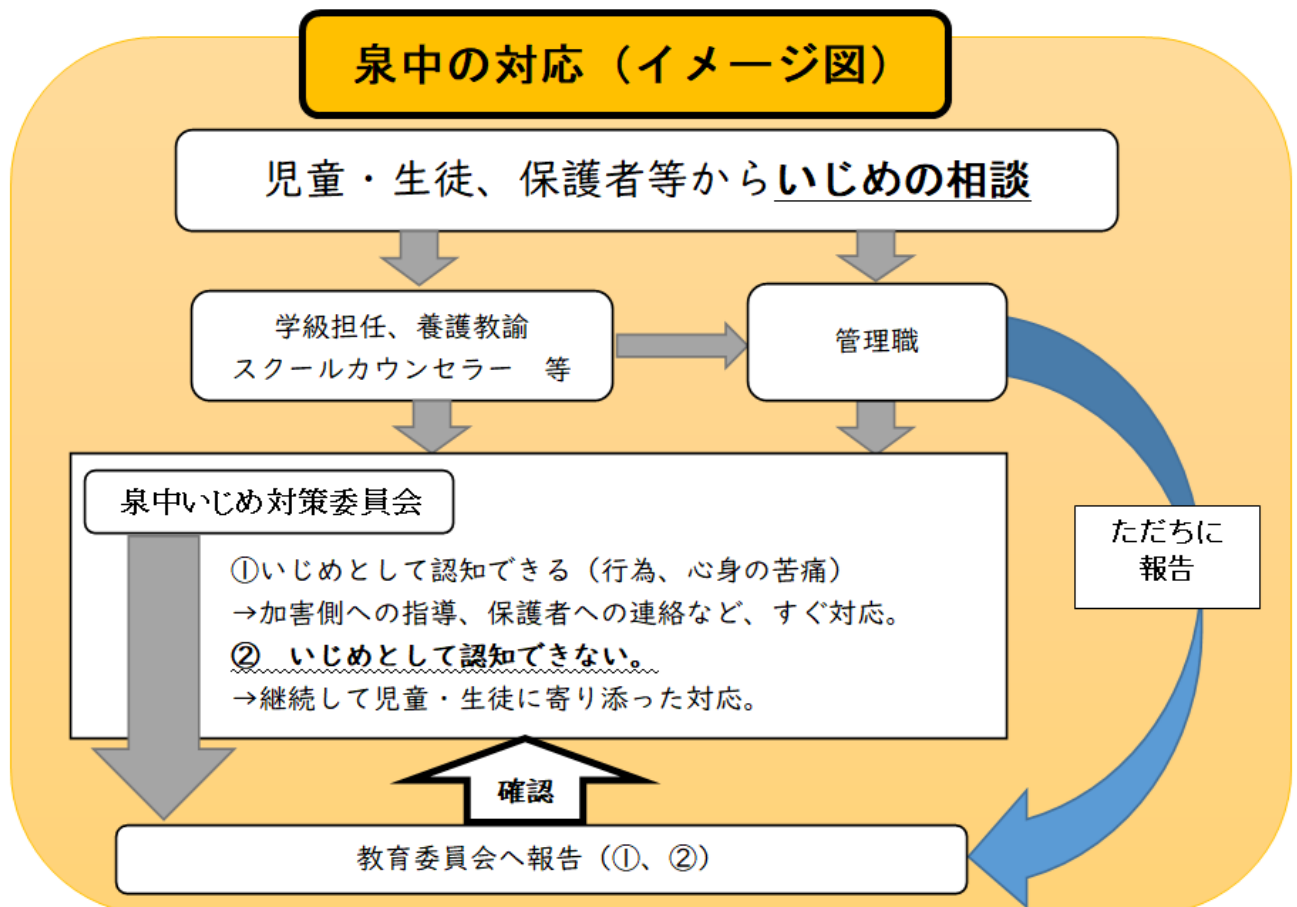
いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、スクールカウンセラー等による「泉中学校いじめ対策委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- イ いじめを受けた生徒が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するよう促す。
- ウ いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅

市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。

- エ P T Aや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- オ「青梅市いじめ防止マニュアル」を活用し家庭との緊密な連携協力を図る。
- カ 青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカーおよびスクールカウンセラー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- キ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。



令和7年度 青梅市立泉中学校いじめ総合対策 年間計画

委員会：学校いじめ問題対策委員会、研修：いじめ防止校内研修、調査：いじめアンケート調査

No.	時期	委員会	研修	調査	内容	備考
1	4月	1日	1		青梅市いじめ防止に関する条例 青梅市いじめ防止基本方針 学校いじめ防止基本方針について周知	青梅市いじめ防止マニュアル
2		16日		1	「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 「いじめ」の定義の確実な理解	上P37 下P72
3	5月	1日		2	教職員の意識向上と組織的対応の徹底 いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決に向けた組織的な取組	上P23 上P14
4		14日		③	いじめ防止研修【講師：校長】	
5	6月			1	6/20～6/30実施 対象期間4/1～6/30	市へ提出
6		11日		4	生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知	上P46 下P82
7		18日		5	「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進	上P55 下P74
8		30日	2		いじめアンケート調査結果について検討	
9	7月	16日		6	保護者、地域、関係諸機関等との共通理解の形成 いじめの未然防止に向けた関係機関等と連携した事例	上P35 下P80
10	8月	28日		7	被害生徒が感じる心身の苦痛に応じた指導例 SNSの書き込みからいじめが発見された事例	上P58 下P95
11	9月			2	9/20～9/30実施 対象期間7/1～9/30	市へ提出
12		17日		8	重大事態についての理解とその対処	上P69
13		30日	3		いじめアンケート調査結果について検討	
14	10月	15日		9	加害生徒の行為の程度に応じた指導例 いじめる側といじめられる側が逆転した事例	上P59 下P93
15	11月			3	11/20～11/30実施 対象期間 10/1～11/30	
16		19日		10	生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知 いじめの早期発見のための情報共有	上P42 下P84
17		26日	4		いじめアンケート調査結果について検討	
18	12月	17日		11	保護者、地域、関係諸機関等からの情報提供や通報 いじめの未然防止に向けた関係諸機関等との連携	上P51 下P80
19	1月	14日		12	いじめを許さない指導の充実 いじめを生まない環境づくり	上P28 下P78
20	2月			4	2/18～2/28実施 対象期間11/21～2/28	
21		28日			いじめアンケート調査結果について検討	
22	3月	11日		13	全教職員による子供の状況把握 異学年との関わりがいじめに発展した事例	上P44 下P89

※色塗りの月は、いじめ防止月間を示す。

※備考欄のページは「『いじめ総合対策』【第2次】上巻〔学校の取組編〕および下巻〔実践プログラム編〕R3年2月都教委」のページを示す。

※いじめ防止校内研修は、計画的・効率的に行う。ただし、年間1回以上、60分程度の時間を確保して、いじめ防止に特化した研修を行う。その研修については研修番号に○を付ける。

※定例の学校いじめ問題対策委員会は上記を含め、毎週、運営委員会の前に行う。